

中間報告書（平成 22 年度）

提出者 横山 美夏

提出年月日 2011 年 3 月 31 日

【プロジェクト名】

和文 アジアの比較家族法

英文

【メンバー構成】

研究代表者 横山美夏（京都大学大学院法学研究科教授）

幹事 木村敦子（京都大学大学院法学研究科准教授）

メンバー 青竹美佳（広島修道大学法学部准教授）、遠藤隆幸（東北学院大学大学院法務研究科准教授）、木村敦子、金春（大東文化大学法学部法律学科専任講師）、鄭芙蓉（名古屋商科大学商学部専任講師）、横山美夏

【ねらいと目的】（600 字程度）

アジアの家族に関する社会学的比較はすでに他の研究によってなされているところであるが、本研究会は、法的ルールとその裁判での運用という視点から、アジアにおける家族に関する比較研究を行う。そのねらいは、家族に関する法規範が、各国で現実にとりだけの機能を果たしているかを知ることにある。公式なレベルで、家族がどのように扱われているかを、制定法とその裁判による運用を通じて研究するとともに、現実レベルでの家族との距離について分析を行うことにより、他の研究成果と併せ、それぞれの国・地域における家族の特徴を立体的に理解し、比較検討することが可能になるからである。と同時に、それぞれの国において、家族「法」がどのような意味と役割を有しているかを知ることができる。

具体的には、離婚の可否およびその要件、離婚時の妻の取り扱い、及び子どもの処遇について、いくつかの国の法規定及び裁判例を対象とする。離婚を題材とするのは、つぎの理由により。第 1 に、離婚は、婚姻の意義、妻の地位、子どもと夫婦の関係、裁判所の家族への介入の程度など、比較のポイントが多い。第 2 に、他の諸制度との関連性から独立に比較をすることが可能である。第 3 に、離婚要件や効果をどのように設定するかは、その国の公的家族観が強く反映していることが多いため、家族観の比較にも有用である。

比較に対象としては、大陸中国、台湾、韓国のほか、タイおよびインドを予定している。

【活動の記録】

研究会・ワークショップの場合は、開催年月日、報告者と報告題等

調査の場合は、調査年月日、調査者、調査地、調査目的等

その他の活動も含めて、研究期間中の活動について簡潔に記してください。

1. 第1回研究会 (2010年12月15日(水)13時半—15時半)

Rajni Palriwala 氏「インド離婚法・家族法について」

報告者によるインド離婚法の紹介と質疑応答を通じて、日本法との比較検討を行う。

2. 第2回研究会 (2011年3月3日(木)14時—18時)

・Nguyen Huu Minh 氏「Divorce in Vietnam from legal perspective」

報告者によるベトナム離婚法の紹介と質疑応答を通じて、日本法との比較検討を行う。

・鄭芙蓉氏(名古屋商科大学)「中国における離婚制度と離婚の実態」

報告者による中華人民共和国の離婚法の紹介と質疑応答を通じて、日本法との比較検討を行う。

【成果の概要】(800字程度)

本年度は、まず、インド、中国、それに Nguyen Huu Minh 氏の来日を利用して、ベトナムの離婚法の概要を調査・研究した。その成果は以下の通りである。

1 インド離婚法について

インドでは、一般法として特別婚姻法が存在するが、ほとんどの場合には、宗教固有法ないし地域の慣習法 (personal law) が適用されている。そのなかには、およびインド憲法が基本とする平等概念に反するような内容のものもある。その一方で、女性を不平等に扱う規定の改正運動も盛んであり、実際、personal law は数次にわたって改正もなされている。そこには、それぞれの宗教や地域に根付いた家族像や婚姻観が尊重という法のあり方と、女性を不平等に取り扱う法規定是正の動きとの相克をみることができる。かつ、それが、法規範のレベルで相克を生じている点に、法規範と社会規範とのギャップというかたちで規範と習俗との相克があらわれる日本の状況とは非常に異なっている。

2 中国離婚法について

中国離婚法には、つぎの特徴がある。第一に、離婚の手続きにおいて、和解(説得教育)が推奨されており、国家が婚姻家族の存続に積極的に関与している点である。

第二は、離婚の効果面で、妻や子を保護するための規定を積極的に設けているという点である。その背景には、性別役割分業のもと、離婚後に妻が経済的に弱い立場に陥りやすいことがある。また、離婚した女性の社会的地位が非常に低いことも特徴的である。

これらの特徴を支えている要素として、家族観のみならず、離婚により、国家・社会が離婚女性の生活費を負担するコストを回避しようとする政策の存在がうかがわれるが、現状では仮説の域を超えていない。

3 ベトナム離婚法について

ベトナム離婚法は、中国離婚法と歴史的にも共通点が多い。現行法の比較においても、ベトナム法は、和解(説得教育)の推奨、離婚に際して、妻や子を保護するための規定の整備において、中国法と共通する。しかし、その理由は、我々の現段階の研究ではまだ解明されていない。

【通信欄】

(事務局記入欄)

プロジェクト	<input type="checkbox"/> 次世代	<input type="checkbox"/> 次世代ユニット	<input type="checkbox"/> 男女共同参画に資する調査研究
経費	予算額	(千円)	実績額